

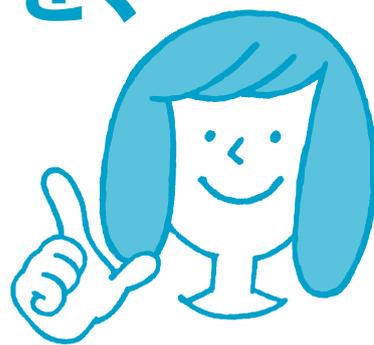
—2012年4月1日 改正NPO法スタート—

# 認定NPO法人制度が より身近になりました

〈NPO法人〉→〈認定NPO法人〉になると、  
次のようなメリットがあり、活動がしやすくなります。

- 税制優遇されるので、寄付が集めやすくなる。(詳細は次頁)
- 社会的信頼性が向上し、企業や行政とも協働しやすくなる。
- 内部管理がしっかりする。スタッフの意識が向上する。
- 情報公開が強化され、団体の透明性が増す。

## 公認会計士の 皆様の専門性を、 社会貢献に！



NPO法人の会計・税務がますます重要になります

認定NPO法人制度 編

認定NPO法人取得等支援事業推進会議

東京都／東京ボランティア・市民活動センター／NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会  
日本公認会計士協会東京会／東京税理士会／NPO支援東京会議

# 認定NPO法人への税制優遇

認定NPO法人への寄付を促進するため、以下の4つの税制優遇を受けることができます。

## 1. 《個人》が認定NPO法人に寄付をした場合

### ➔ 寄付金控除を受けられます。

個人が認定NPO法人へ寄付をした場合は、確定申告をすれば、税金の還付を受けることができます。

寄付金控除は次の算式で計算します。(税額控除方式の場合)

$$(\text{寄付金額} \times 1 - 2,000 \text{円}) \times 50\% \times 2 = \text{減税額}$$

※1 その年中に「認定NPO法人」に寄付をした金額の合計

※2 住民税を含めた割合です。住民税の控除割合は最大10%ですが、これは各自治体によって違います。

\*2011年6月に成立した税制改正法案により、認定NPO法人への寄付で「税額控除」が可能になりました。

### 【所得控除】と【税額控除】の比較

年収300万円(所得金額192万円)の人が認定NPOに1万円寄付した場合……

#### 所得控除

減税額400円(還付額)



#### 税額控除

3,200円!!

## 2. 《法人》が認定NPO法人に寄付をした場合

### ➔ 損金算入限度額の枠が拡大されます。

一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

特別損金算入限度額：一般損金算入枠とは別に、認定NPO法人にある特別枠です

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

\*2011年11月に成立した税制改正法案により、認定NPO法人向け特別枠が拡充されました。

それぞれ、確定申告をする必要があります!



## 3. 《相続人》が認定NPO法人に寄付をした場合

### ➔ 寄付をした相続財産が非課税になります。(仮認定は不可)

例えば、1億円の相続財産があった場合、このうちの8千万円を認定NPO法人に寄付すれば相続税の課税対象額は2千万円になります。

\*上記は金銭の場合です。不動産(土地・建物等)等は扱いが異なる場合があります。(みなし譲渡所得課税)

## 4. 《認定NPO法人自身》が法人税法上の収益事業を行った場合

### ➔ 「法人税の軽減措置」を利用できます。(仮認定は不可)

収益事業から得た利益を本来目的の非収益事業に使用した場合に、この分を寄付金と見なし、一定の範囲で損金に算入できるという制度です。結果として、収益事業にかかる法人税が軽減されます。「みなし寄付金制度」といいます。

\*みなし寄付金の控除上限額は今回の改正で、所得の50%か200万円のいずれか高い方に拡充されました。

# 認定NPO法人になるための要件

認定NPO法人になるためには、実績判定期間（初回は直前の2事業年度）において、認定は①～⑧すべて、仮認定は②～⑧を満たしている必要があります。

★   は特に注意が必要な項目です。

## ① パブリックサポートテスト(PST)をクリアしていること。(次のいずれかを満たしています。)

- ★  (1) 経常収入金額に占める寄付金の割合が20%以上です。
- ★  (2) 各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者の数が年平均100人以上です。
- (3) 都道府県・市区町村から条例で個別指定を受けています。

**仮認定の場合  
①は不要です!**

## ② 活動のメインが共益的な活動でないこと。(次の活動の合計が50%未満です。)

- (1) 会員のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- (2) 特定のグループや特定の地域などに便益が及ぶ活動
- (3) 特定の人物や著作物に関する普及啓発等の活動
- (4) 特定の者の意に反した活動

認定要件の中には、会計・経理や税務上に関するものがたくさんあります!  
「寄付者名簿」の作成も必要です。



## ③ 組織運営等が適正であること。

- (1) 役員の総数のうち特定の役員及びその親族関係者の占める割合が1/3以下です。
- (2) 役員の総数のうち、特定の法人の役員や従業員が占める割合が1/3以下です。
- ★  (3) 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し、保存しています。
- (4) 各社員の表決権が平等です。
- ★  (5) 支出した金銭について費途が不明なものや、帳簿への虚偽の記載はありません。

## ④ 事業活動について一定の要件を満たしていること。

- (1) 宗教活動及び政治活動を行っていません。
- (2) 役員や社員、職員、寄付者に特別の利益を与えていません。
- (3) 営利を目的とした事業を行う者や、政治・宗教活動を行う者、特定の公職の候補者に寄付を行っていません。
- ★  (4) 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費／事業費の総額】の割合が80%以上です。
- ★  (5) 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた額／受入寄付金の総額】の割合が70%以上です。
- (6) 助成金の支給を行った場合または200万円超の海外送金を行う場合に、事前または事後にその内容を記載した書類の提出が必要となることを理解しています。

## ⑤ 情報公開が適正であること。

- 認定申請書類について、一般の人から閲覧の請求があった場合、応じることができます。

## ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。

- 毎年度、事業報告書や活動計算書等を所轄庁に提出しています。

## ⑦ 法令違反等がないこと。

- ★  (1) 法令に違反する事実はありません。  
(例：法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・納付している)
- (2) 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実はありません。
- (3) その他にも、公益に反する事実はありません。

**欠格事由に注意!**

「認定取消から5年以内の法人である」など、6項目の欠格事由もあります。該当する法人は認定を受けられません。

## ⑧ 設立から1年を超えていること。

- 申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間を経過しています。

# いまこそ、皆様のお力が必要です！

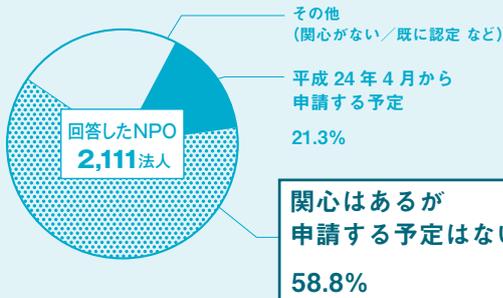
画期的な制度改革を活用しようと、多くのNPO法人が皆様の力を必要としています。

税務や会計の実務経験のないNPO職員にとっては、まだまだ高いハードルなんだねえ…。



## 認定取得しやすくなったのに、申請しないのは…？

Q. 認定NPO法人制度を利用したいと思いますか？（内閣府調べ）



Q. 申請を行う予定がない理由



- A) PST要件を満たすことができない
- B) 制度のしくみの理解が困難
- C) 申請作業を行うスタッフ・時間が不足している
- D) PST要件以外の要件を満たすことができない
- E) その他

**B,C（およそ7割）は、認定を比較的容易に取得できる団体です。**



2012年秋からは、認定取得を目指すNPO法人向けの専門家派遣事業も行います。詳細は決定次第、順次お知らせしますので、今後の情報にご注目ください。

**ボラ市民ウェブ**（東京ボランティア・市民活動センター ホームページ）▶▶▶ <http://www.tvac.or.jp/newpublic/nintei/>

我が国における寄付文化の浸透の必要性が唱えられていますが、NPO法人制度は、市民が行う社会貢献活動の促進を目的としています。2011年6月にNPO法が改正され、会計制度と情報開示の改革が図られましたが、NPO法人の多くは、組織的に規模が小さく、会計に習熟した人材がいないケースも少なくありません。東京CPAニュースの誌面で、職業専門家の新しい社会貢献のあり方としてのプロボノを特集したことをご記憶の方も多いと思います。この度、東京都からの依頼もあり、東京会も、NPO法人の会計・税務に精通した専門家である公認会計士を派遣する事業に参画しております。会員の皆様のご積極的なご参加をお願い致します。



日本公認会計士協会東京会 会長  
小西 彦衛

発行：認定NPO法人取得等支援事業推進会議

会議構成員：東京都／東京ボランティア・市民活動センター／NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会  
日本公認会計士協会東京会／東京税理士会／NPO支援東京会議

お問い合わせ

東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）  
認定NPO法人取得等支援係

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ10F  
開館時間：☎～☎9時～21時、☎9時～17時（月・祝休）

TEL：03-3235-1171 / FAX：03-3235-0050  
E-mail：center@tvac.or.jp

「ボラ市民ウェブ」 <http://www.tvac.or.jp/>

東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）は、ボランティア、NPOなど、多様な分野で、市民が中心になって行う市民活動や非営利活動を、推進・支援する民間の総合的なセンターです。1981年に東京ボランティア・センターとして設立され、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が運営しています。

ボラ市民ウェブ

検索